

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

変更のポイント

①月額上限額の見直し ②年間上限額の新設 ※上限額は、個人や世帯の所得によって異なります

高額療養費制度とは？

1か月（同じ月内）の医療費（入院時の食事代、差額ベッド代は除く）の自己負担額が一定以上（高額）になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。

マイナ保険証で医療機関を受診した場合、事前のお手続きなく（限度額適用認定証の申請等が不要）、定められた上限額を超える支払いが抑えられます。マイナ保険証をぜひご利用ください。



● 令和8年8月から令和9年7月までの自己負担限度額は下表のとおりです

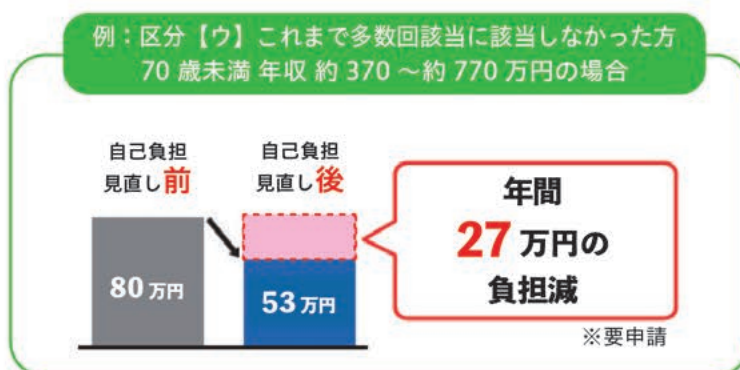
負担割合	国民健康保険		後期高齢者医療保険	月ごとの上限額		外来 + 入院 【年間上限額】 （世帯単位）
	70歳未満	70歳以上		外来 （個人単位）	外来 + 入院 （世帯単位）	
【3割】 義務教育就学前の者 【2割】	区分【ア】 （年収） 約1,160万円以上	現役並みⅢ【現役Ⅲ】 （課税所得） 690万円以上		270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% 《多数回該当 140,100円》※1		1,680,000円
	区分【イ】 約770万円以上	現役並みⅡ【現役Ⅱ】 380万円以上		179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% 《多数回該当 93,000円》		1,110,000円
	区分【ウ】 約370万円以上	現役並みⅠ【現役Ⅰ】 145万円以上		85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% 《多数回該当 44,400円》		530,000円
	区分【エ】 約370万円未満	—		61,500円 《多数回該当 44,400円》		530,000円 （410,000円）※2
	区分【オ】 住民税非課税	—		36,900円 《多数回該当 24,600円》		290,000円
75歳以上 【2割】	—	—	【一般Ⅱ】 （課税所得） 28万円以上	22,000円 〔年間外来上限額〕 216,000円	61,500円 《多数回該当 44,400円》	530,000円 （410,000円）※2
70歳～74歳 【2割】	—	【一般】 （課税所得） 145万円未満	【一般Ⅰ】 （課税所得） 28万円未満			
75歳以上 【1割】	—	区分【Ⅱ】（低所得Ⅱ） 住民税非課税		11,000円 〔年間外来上限額〕 96,000円	25,700円 《多数回該当 24,600円》	290,000円
	—	区分【Ⅰ】（低所得Ⅰ） 住民税非課税（所得が一定以下）		8,000円	15,700円	180,000円

※1 多数回該当は、過去12か月間に高額療養費（世帯単位）の該当が3回以上あった場合に、4回目以降から適用されます

※2 年収が約200万円未満の方は、年間上限41万円が適用されます

● これまでとどう変わる？

右記の図のように、月額上限適用後の自己負担（医療費）の合計（80万円）が、年間上限額（53万円）に達している場合は、差額（27万円）を令和9年8月以降、申請により支給します。



お問合せ

健康課 国保年金係 ☎0954-27-7170 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476